



～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ

こことよ41号 2025年2月 発行



知ってる？みんなが持ってる「4つの権利」

豊田市子ども条例

こんな時は相談してね！



- ・ひとりだと感じる
- ・さびしい、かなしいとき
- ・気持ちを聞いて欲しい



- ・友だちとケンカした
- ・いじわるされた、してしまった



- ・どうしたらいいか、わからない
- ・誰に相談したらいいかわからない



- ・親や先生と意見が合わない



「こことよ」に相談する方法



こんなとき・・・

- ・家や学校が、つらい。
- ・いじめられている。
- ・誰にも言えない。

フリーダイヤル 0120-797-931

<相談受付メールアドレス>
kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

送信するばあいは、こことよからのメールが受け取れるように設定してください。

<相談室の場所> 豊田産業文化センター4階

<相談できる日>

水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

お金はかかりません

話してみてね

うまく話せなくても大丈夫だよ。
*ひみつは守ります

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見をきいて、一番良い方法をいっしょに考えます。

解決

どうしたらいいかがわかった。ほっとした。安心した。
*困ったことがあったらまた相談してください。

制度改善・勧告

必要だと判断した場合には、制度改善を求めることもできます。

調べる・話し合う

- ・解決に向けて関係する人たちに 協力をお願いします。
- ・あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

*あなたの命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

豊かに育つ権利

- ・遊んだり勉強したりできます。
- ・地域活動に参加したり、自然や文化に親しむことができます。
- ・夢に向かって挑戦し、失敗してももう一度挑戦できます。

参加する権利

- ・自分の気持ちや考えを伝え、それを大切にしてもらえます。
- ・自分の関わることについて意見を言えます。
- ・仲間を作り、あつまることができます。



どれも大切な権利ですね。
私たち相談員が、みなさんのお話を聞きます。相談をまっています。

